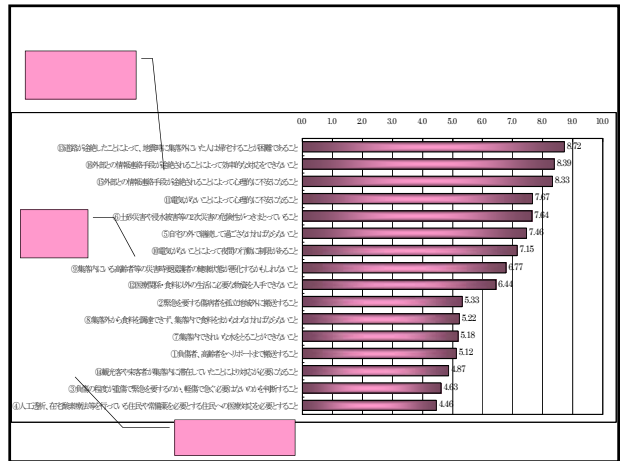
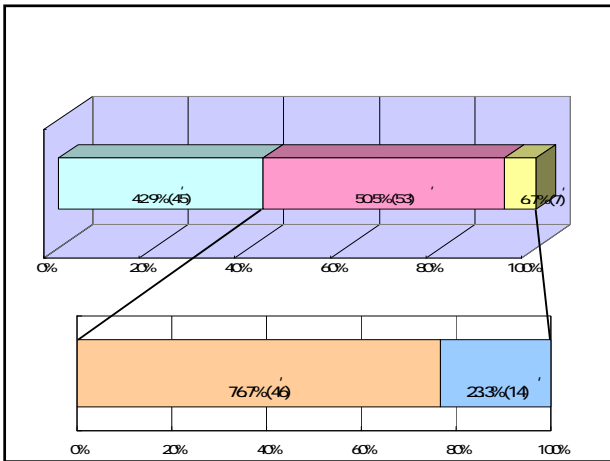


• 2009 1 26 2 15

• 152

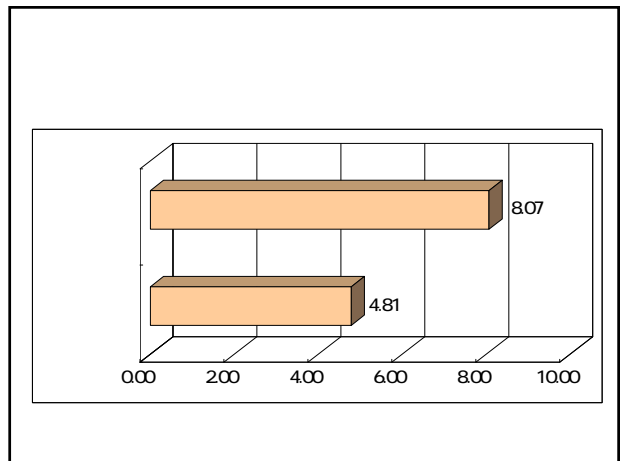
• 118/152

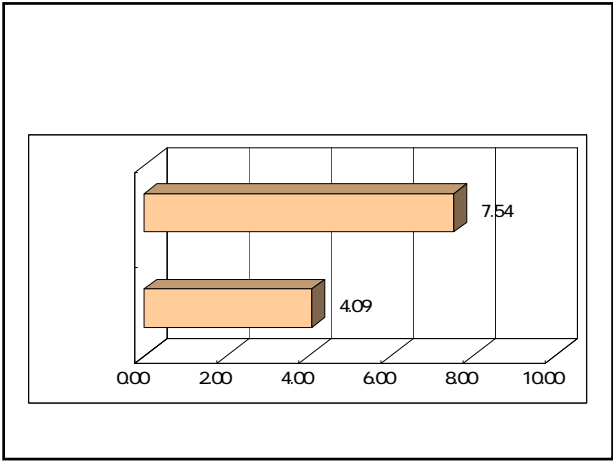
•



10 23 24 or 25

①道路が途絶したことによって、地震時に集落内にいた人は帰宅することが困難であること	8.72
②外部との情報連絡手段が途絶されることによって効率的な対応をできないこと	8.39
③外部との情報連絡手段が途絶されることによって心理的に不安になること	8.33
④電気がないことによって心理的に不安になること	7.67
⑤土砂災害や浸水被害等の2次災害の危険性がつきまとっていること	7.64
⑥自宅の外で継続して過ごすなければならないこと	7.46
⑦電気がないことによって夜間の行動に制限があること	7.15
⑧集落内にいる高齢者等の災害時要援護者の健康状態が悪化するかもしれないこと	6.77
⑨医療関係・食料以外の生活に必要な物資を入手できないこと	6.44
⑩緊急を要する傷病者を孤立地域外に搬送すること	5.33
⑪集落外から食料を調達できず、集落内で食料をまかなわなければならないこと	5.22
⑫集落内できれいな水をとることができないこと	5.18
⑬負傷者、高齢者をヘリポートまで搬送すること	5.12
⑭観光客や来客者が集落内に滞在していたことにより対応が必要になること	4.87
⑮負傷の程度が重傷で緊急を要するのかわ、軽傷で急ぐ必要はないのかを判断すること	4.63
⑯人工透析、在宅酸素療法等を行っている住民や常備薬を必要とする住民への医療対応を必要とすること	4.46





10

	71
2	59
	57
	45
	45
	43
	41
	36
	30
	29
	27
	23
	17
	13
	9
	4

